

佐賀県建設業者施行能力等級評定要領（案） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 ~ 第2条 略</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 資格審査申請者は、入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) ~ (10) 略</p> <p>(11) 入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日(「基準日」という。以下同じ。)までの2年間において採用時の年齢が30歳未満の若年者(平成28年度と29年度に佐賀県立産業技術学院を修了した者は採用時の年齢が32歳未満の者)を採用し、基準日時点で3か月以上雇用している場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し(平成28年度と29年度に佐賀県立産業技術学院を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者は、当該修了証書の写し又は修了証明書をあわせて添付する。)</p>	<p>第1条 ~ 第2条 略</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 資格審査申請者は、入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) ~ (10) 略</p> <p>(11) 入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日(「基準日」という。以下同じ。)までの2年間において採用時の年齢が30歳未満の若年者(<u>基準日までの2年間に佐賀県立産業技術学院の普通課程</u>を修了した者は採用時の年齢が32歳未満の者)を採用し、基準日時点で3か月以上雇用している場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し(<u>基準日までの2年間に佐賀県立産業技術学院の普通課程</u>を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者は、当該修了証書の写し又は修了証明書をあわせて添付する。)</p> <p><u>次の①、 に該当する者を採用した場合については、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し及び入社時に提出した履歴書または卒業証明書の写し。</u></p> <p><u>①基準日までの2年間に佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)を卒業または佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した</u></p>

(12)、(13) 略

(14) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じその他の書類の提示を求めることができる。

(資格決定)

第4条 ~ 第5条

(総合点数)

第6条 1~2 略

3 技術等評価点数は、次に掲げる事項ごとに別表第4により算出した評点を合計した点数とする。

(1) ~ (10) 略

(11)行政処分等による減点

4 略

査

②佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)から県外の学校(学校教育法に規定する学校)へ進学し、基準日までの2年間に卒業した者

「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く

(12)、(13) 略

(14)「健康企業宣言」を行い優良企業として認定された場合は、「認定証」の写し。また、「健康企業宣言」のみを行った場合は、「宣言証」の写し。

(15) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じその他の書類の提示を求めることができる。

(資格決定)

第4条 ~ 第5条

(総合点数)

第6条 1~2 略

3 技術等評価点数は、次に掲げる事項ごとに別表第4により算出した評点を合計した点数とする。

(1) ~ (10) 略

(11)健康づくりの状況による加点

(12)行政処分等による減点

4 略

(名簿登載等)

第7条 ~ 第8条 略

附 則 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 ~ 別表第3 略

(名簿登載等)

第7条 ~ 第8条 略

附 則 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 ~ 別表第3 略

別表第4 技術等評価点数（第6条関係）

事 項	評 点
8 若年者雇 用の状況に よる加点	<p>(1) 基準日までの2年間において採用時の年齢が30歳未満の若年者（平成28年度と29年度に佐賀県立産業技術学院を卒業した者は採用時の年齢が32歳未満の者）を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され在籍している場合 5点</p> <p>ただし、同一人の雇用については、加点は1回限りとする。</p>

別表第4 技術等評価点数（第6条関係）

事 項	評 点
8 若年者雇 用の状況に よる加点	<p>(1) 基準日までの2年間において採用時の年齢が30歳未満の若年者（<u>基準日までの2年間に佐賀県立産業技術学院を卒業した者は採用時の年齢が32歳未満の者</u>）を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され在籍している場合 5点</p> <p><u>(2) 次の①または②に該当する場合は、(1)に追加して3点を加点する。</u></p> <p><u>①(1)に該当する場合で、基準日までの2年間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）を卒業又は佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者を採用した場合</u></p> <p><u>②(1)に該当する場合で、佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）から県外の学校（学校教育法に規定する学校）へ進学し、基準日までの2年間に卒業した者を採用した場合。</u></p> <p><u>「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く。</u></p> <p>ただし、同一人の雇用については、加点は1回限りとする。</p>

<p>11 行政処分等による減点</p>	<p>(1) 略</p>	<p><u>11 健康づくりの状況による加点</u></p>	<p><u>「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行った後、優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合 3点</u> <u>ただし、「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行い、「宣言証」の交付のみを受けた場合 1点</u></p>
		<p><u>12 行政処分等による減点</u></p>	<p>(1) 略</p>